

# 入 札 説 明 書

(名瀬港フェリーターミナル待合用ロビーチェア) の購入

〒894-8501  
奄美市名瀬永田町17-3  
鹿児島県大島支庁建設課  
(電話) 0997-57-7332

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入する物品及び数量  
名瀬港フェリーターミナル待合用ロビーチェア 一式
- (2) 購入する物品の特質等  
別添仕様書による。
- (3) 納入期限  
令和8年11月6日(金)
- (4) 納入場所  
別添仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限時点で資格審査要綱第2条第1項各号いずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

## 3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の日時及び場所  
ア 日 時 令和8年7月31日（金）午前11時  
イ 場 所 大島支庁4階中会議室  
ウ 開札立会人 鹿児島県 大島支庁 建設部建設課職員
- (3) 代理人入札  
代理人による入札をしようとするときは、入札書提出の前に代理委任状を提出すること。

## 4 契約条項を示す場所及び期限

- (1) 場所  
鹿児島県大島支庁建設部建設課管理係
- (2) 期限  
令和8年7月22日（水）午後5時

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、押印する場合は入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札、押印を省略する場合は入札者（代理入札の場合は代理人）の署名をすることなく加除訂正されている入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 8 最低制限価格

設定しない。

## 9 契約書案等の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

大島支庁建設部建設課管理係

奄美市名瀬永田町17-3 郵便番号 894-8501

電話番号 0997-57-7332

FAX番号 0997-57-7362

メールアドレス oosima-k-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

## 11 同等品承認申請について

1の(2)の仕様書において参考商品として示した以外のものが入札しようとする場合は、10の宛先に対し、令和8年7月22日(水)午後5時までに同等品承認申請を行うこと。

(上記参考商品以外の物品については、同等品の承認を受けたものでなければ入札できません)

## 12 その他

- (1) 当調達に係る仕様書について、不明な点や意見等があった場合は、10の場所に令和8年7月22日(水)午後4時までに別添「質疑書」により、文書(電子メール又はFAX可)にて連絡すること。  
なお、質疑事項については取りまとめのうえ、県ホームページにて回答する。
- (2) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、契約の相手方も公開することになるので、あらかじめ理解の上、入札へ参加すること。